解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

静岡県浜松市中区鴨江二丁目一四番二六号

エスイーシーソフト株式会社

代表清算人　鈴木　健

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

京都市南区久世東土川町二〇〇番地の七二

有限会社ディ

清算人　大槻　達哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

大阪市淀川区西宮原一丁目七番三六―一〇三号

アートアイランドビル新大阪株式会社

代表清算人　秋山　建人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

大阪市東住吉区西今川二丁目一五番四号

有限会社中島設備

清算人　中島　健治

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

大阪府豊中市大島町三丁目六番一三号

有限会社川崎東工業

清算人　川崎　千惠

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

神戸市中央区元町通七丁目一番二号ネオアージュ神戸元町八〇一号

有限会社大道屋

代表清算人　山端　芳子

解散公告

当社は、平成二十九年一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

島根県出雲市高岡町五一番地一

有限会社塩冶縫製

清算人　麥田　茂

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

広島市安芸区矢野新町二丁目三番六〇号

有限会社おおさき保険サービス

清算人　大﨑　一則

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目五番二号

アロマビル

日本界面活性剤工業厚生年金基金

代表清算人　岸　裕次

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十九年一月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

東京都江東区森下三丁目一四番三号

全国麺類業厚生年金基金

代表清算人　北舘　孝雄

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年一月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

富山県富山市新庄町字馬場二四番地の二

富山県自動車整備厚生年金基金

代表清算人　白倉　三喜

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年一月六日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

新潟県新潟市西区小新南二丁目二一〇番地一八

亀貝土地区画整理組合

代表清算人　坂井　貫司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十一月十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

愛知県名古屋市西区菊井一丁目二番一号

御嶽教元神明教会

清算人　青木　稔

解散公告（第二回）

当法人は、昭和二十一年八月二日に昭和二十一年勅令第七十号宗教法人令附則第四項により解散したものとみなされましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

愛知県半田市東雲町三番地

宗教法人員外神明社

清算人　弁護士　荻須　茂生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年一月二十二日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十八年三月三十一日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

福岡県久留米市国分町日渡九三一番地の八

学校法人東国分学園

清算人　髙木　亮順

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十七年四月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

熊本県八代市海士江町三四一一番地海士江町第一公民館

海士江第一町内自治会

清算人　西田　行